

棚卸資産に関する新会計基準（概要）

棚卸資産会計 1

コンサルティング事業部

公認会計士 高桑 昌也

E-mail: m-takakuwa@esnet.co.jp

棚卸資産の評価に係る新会計基準「棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）」が4月14日にASBJより公表された（公開草案。コメント提出期限：5月29日）

以下、概要を説明する。

1. 棚卸資産の会計処理

棚卸資産の会計処理は、保有目的ごとに以下のように区分される。

棚卸資産の 保有目的	期末に測定す べき金額(A)	簿価切下額		表示方法
		簿価 < A の場合	簿価 > A の場合	
通常の販売目的	正味売却価額 (注1)	- (評価減不要)	差額を当期の費用として処理	(注2)
トレーディング目的	市場価額に基づく価額	差額を当期の損益として処理		純額で売上高に表示

(注1)「正味売却価額」...売価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したもの。

なお、製造業等における原材料等であり、正味売却可能価額が再調達原価に歩調を合わせて動く認められる場合、再調達原価によることが可能。

(注2)PLにおける表示（通常の販売目的の場合）

評価減の原因	開示項目
収益性の低下による場合	売上原価
棚卸資産の製造に不可避免的に発生するものである場合	製造原価
販売促進に起因し、かつその金額に重要性がある場合	販売費
臨時の事象に起因し、かつ多額である場合(例：重要な事業部門の廃止、災害損失の発生)	特別損失

(注3)通常の販売目的で保有する棚卸資産については、継続適用を前提に、洗替え法と切放し法の選択適用が可能。

(注4)売価還元法を採用している場合にも、期末において正味売却価額と帳簿価額を比較する必要がある。

ただし、値下げ額等が値札合計額に適切に反映されており、売価還元低価法を用いて期末帳簿価額を算定している場合、棚卸資産の帳簿価額は、収益性の低下に基づく簿価切下額を反映したものとみなすことができる。

売価還元低価法の原価率：
$$\frac{\text{期首繰越商品原価} + \text{当期受入原価総額}}{\text{期首繰越商品小売価額} + \text{当期受入原価総額} + \text{原始値入額} + \text{値上額} - \text{値上取消額}}$$

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

2. 適用初年度の取り扱い

簿価切下額が多額に発生し、期首の棚卸資産に係るものである場合、次のいずれかの方法により特別損失に計上することが可能である。

- (1) 本会計基準を期首から適用したとみなし、変更差額を特別損失に計上する方法
- (2) 本会計基準を期末から適用するが、変更差額のうち前期以前に起因する部分を特別損失に計上する方法

なお、この場合には、簿価切下額の戻入れは認められない。

3. 適用時期

2007年4月1日以後開始する事業年度から適用。なお、早期適用が可能。

以 上